

四国中央市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのないまちを目指して～



四国中央市

はじめに

自殺は、様々な悩みや問題を一人で抱え、精神的に追い込まれた末の死であるといわれています。近年、全国の自殺者数は減少傾向にはあるものの、毎年2万人を超える方が自ら命を絶つという深刻な状況が続いています。これは、個人だけの問題ではなく、社会全体の問題であり、国や自治体では、法整備や自殺対策の取組が進められています。

そうした中、本市では、2015年(平成27年)4月、「第二次四国中央市総合計画」を策定し、「四国のまんなか 人がまんなか ～人を結ぶ 心を結ぶ あったか協働都市～」を将来都市像に掲げています。その中で、「安心とぬくもりのまちづくり」として、本市で暮らすすべての人が、自分らしく、安心と生きがいを感じて暮らせるまちづくりを目指しており、これはまさに自殺予防にも繋がるものと考えております。

また、2016年(平成28年)4月には、自殺対策基本法が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として新たに位置づけ、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定が義務づけられました。

こうしたことから、市民一人ひとりがかけがえのない「いのち」を大切にし、誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりを目指すとともに、更なる自殺対策を推進するため、「四国中央市自殺対策計画」を策定いたしました。

市民の皆様におかれましては、その担い手として、自殺に対する関心を深めていただきますとともに、お互いのこころを思いやり支え合う「あったかな四国中央市」の実現に向けて、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました関係各位の皆様に対しまして、心からお礼を申し上げます。



2019年3月

四国中央市長 篠原 実

目次

第一章 自殺対策計画の趣旨等

- 1 計画の趣旨……………P1
- 2 計画の位置づけ……………P2
- 3 計画の期間……………P2
- 4 計画の目標……………P2

第二章 四国中央市の自殺の現状

- 1 統計からみた現状……………P3
- 2 対策が優先されるべき対象群……………P6

第三章 自殺対策における取組

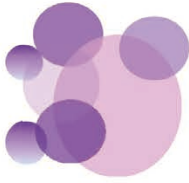
- 1 基本方針
 - (1) 生きることの包括的な支援として推進……………P7
 - (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開……………P7
 - (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動……………P8
 - (4) 実践と啓発を両輪として推進……………P8
 - (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進……………P8
- 2 施策の体系……………P9
- 3 5つの基本施策
 - 【基本施策1】地域におけるネットワークの強化……………P10
 - 【基本施策2】自殺対策を支える人材の育成……………P12
 - 【基本施策3】市民への啓発と周知……………P14
 - 【基本施策4】生きることの促進要因への支援……………P16
 - 【基本施策5】児童生徒のSOSの出し方に関する教育と若年層対策……………P18
- 4 3つの重点施策
 - 【重点施策1】高齢者に関わる自殺対策の推進……………P20
 - 【重点施策2】勤務問題に関わる自殺対策の推進……………P22
 - 【重点施策3】生活困窮者に関わる自殺対策の推進……………P23

第四章 自殺対策計画の推進に向けて

- 1 計画の推進体制について……………P25
- 2 計画の評価について……………P25

参考資料

- 1 生きる支援関連事業一覧……………P31
- 2 自殺対策基本法(2016年(平成28年)4月改正)……………P40
- 3 自殺総合対策大綱(概要)(2017年(平成29年)7月閣議決定)……………P45
- 4 計画の策定体制……………P48



第一章 自殺対策計画の趣旨等

1 計画の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程とみることができます。

我が国の自殺対策は、2006年(平成18年)に自殺対策基本法(平成18年法律第85号)が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が社会の問題として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を挙げています。

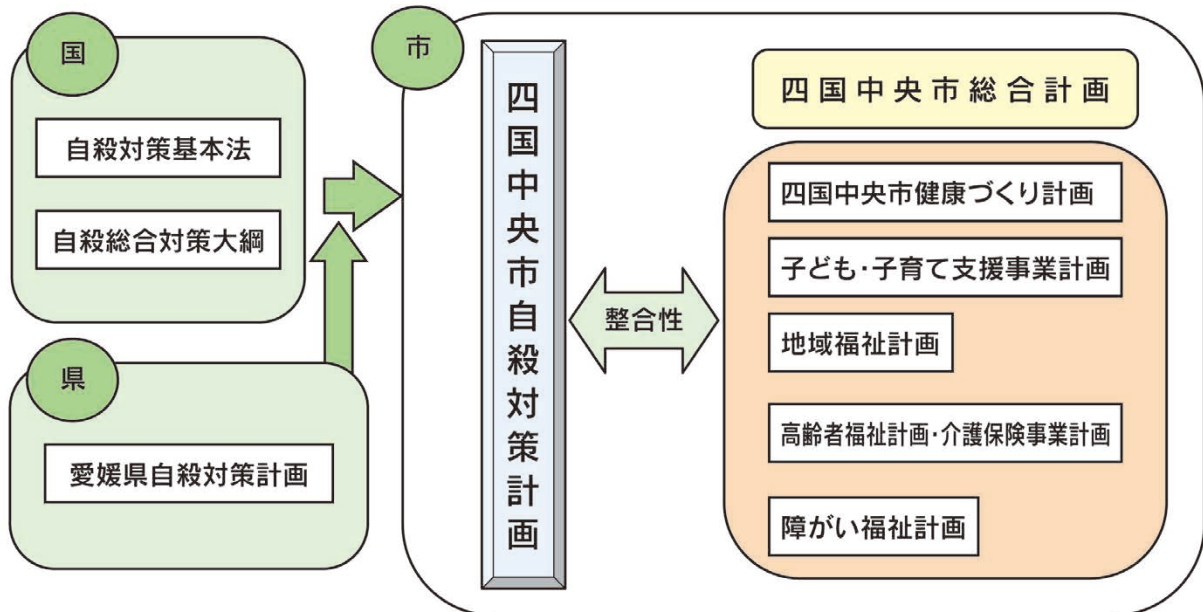
しかし、我が国の自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺による死亡者数)は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数は毎年2万人を超えており、非常事態はまだ続いていると言わざるを得ません。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる2016年(平成28年)に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域格差を解消し、誰もが支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「自殺対策計画」を策定することとされました。

これらの背景を踏まえ、市が行う「生きる支援」に関連する事業を総動員し、全庁的な取組として自殺対策を推進するため、この度「四国中央市自殺対策計画」を策定しました。本計画の実行をとおして、「誰も自殺に追い込まれることのない四国中央市」の実現を目指してまいります。

2 計画の位置づけ

本計画は、2016年(平成28年)に改正された「自殺対策基本法」に基づき、「自殺総合対策大綱」や「愛媛県自殺対策計画」の趣旨を踏まえつつ、自殺対策を総合的に推進していくための計画です。四国中央市第二次総合計画が目指す施策の展開を推進するものとして位置づけられるとともに、四国中央市の健康づくり計画等関係計画との整合性を図るものとします。



3 計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2024年度までの6年間とします。

4 計画の目標

自殺対策基本法において示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すべきは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。そうした社会の実現に向けては、対策を進める上での具体的な数値目標等を定めるとともに、それらの取組がどのような効果を挙げているのかといった、取組の成果と合わせて検証を行っていく必要があります。

国は、2017年(平成29年)7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、2026年までに、人口10万人当たりの自殺者数(以下「自殺死亡率」という。)を2015年(平成27年)と比べて30%以上減少させることを、政府の進める自殺対策の目標として定めています。

そうした国の方針を踏まえつつ、本市の計画における当面の目指すべき目標値として、2015年(平成27年)の自殺死亡率18.3を、2024年までに30%程度減少させ、自殺死亡率を12.8以下にすることを目指します。



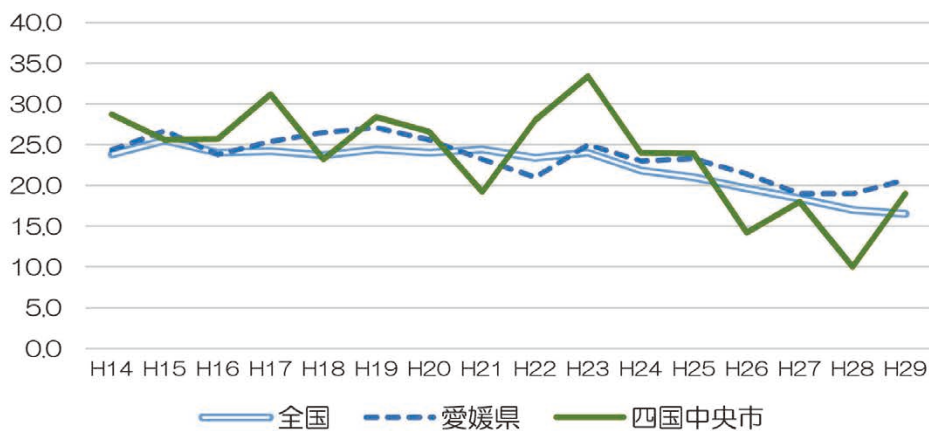
第二章 四国中央市の自殺の現状

1 統計からみた現状

(1) 自殺死亡率の推移

本市の2002年(平成14年)から2017年(平成29年)までの自殺死亡率の推移について、2011年(平成23年)をピークに減少傾向にありますが、2017年(平成29年)には、前年を大きく上回っており、予断を許さない状況となっています。

図1：自殺死亡率※の年次推移（全国、愛媛県、四国中央市）（人口10万対）



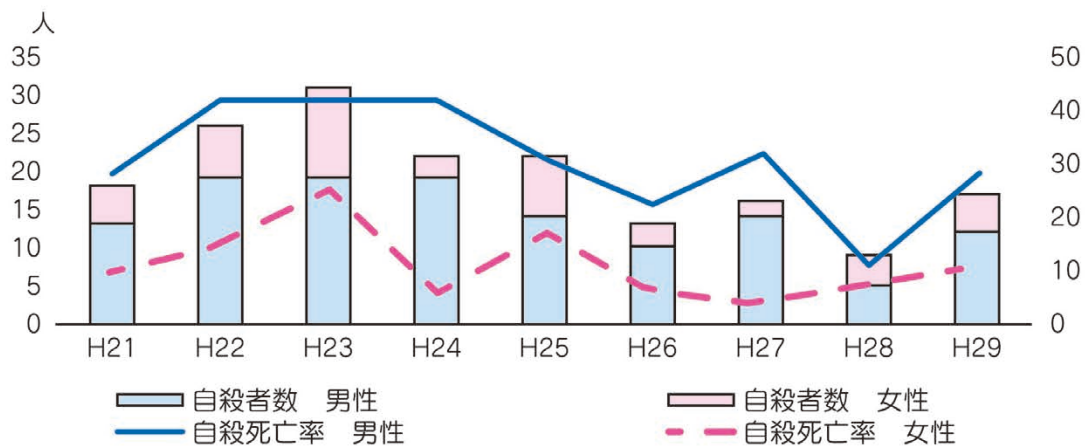
【出典】自殺統計・人口動態統計

※ 自殺死亡率＝年間自殺者数 / 人口 × 100,000

(2) 男女別の自殺者数・自殺死亡率の推移

本市の2009年(平成21年)から2017年(平成29年)までの男女別自殺者数・自殺死亡率は、男性の割合が、多くなっています。

図2：自殺者数・自殺死亡率の推移（四国中央市）



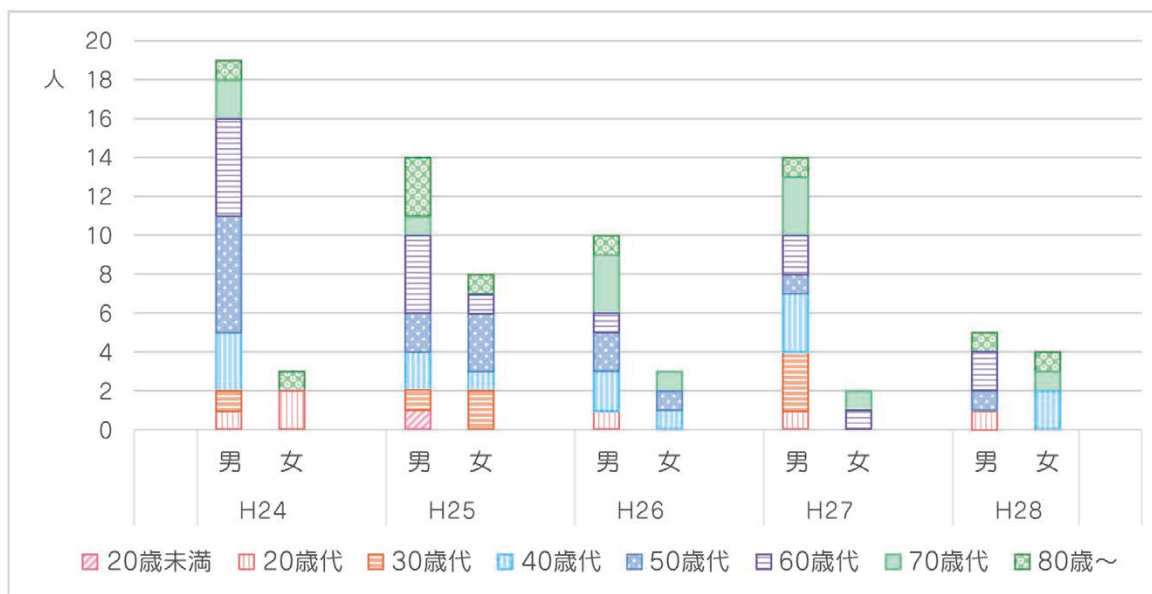
【出典】自殺統計

(3)年代別にみる自殺者数

本市における2012年(平成24年)から2016年(平成28年)までの年代別・男女別の状況では、50、60歳代男性の自殺者の割合が高くなっています。

また、20歳から59歳までの働く世代の割合が高くなっています。

図3：年代別・男女別自殺者数

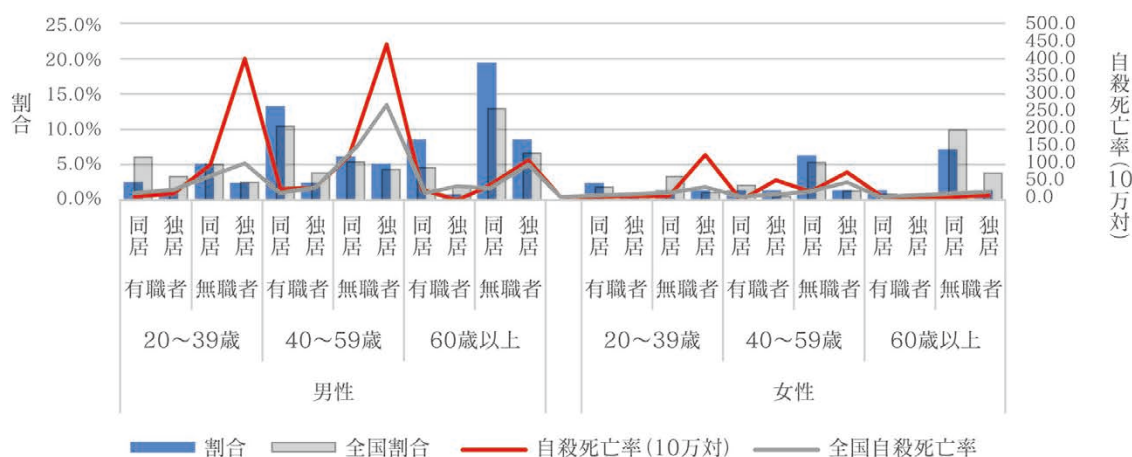


【出典】自殺統計

(4)職業の有無別・同居の有無別・年代別の自殺死亡率

本市の2012年(平成24年)から2016年(平成28年)の図4の状況においては、男性の60歳以上の無職同居の割合が高く、次いで40～59歳の有職同居の方の割合が比較的高くなっています。

図4：職業の有無別・同居の有無別・年代別（特別集計：自殺日・居住地、2012～2016年合計）

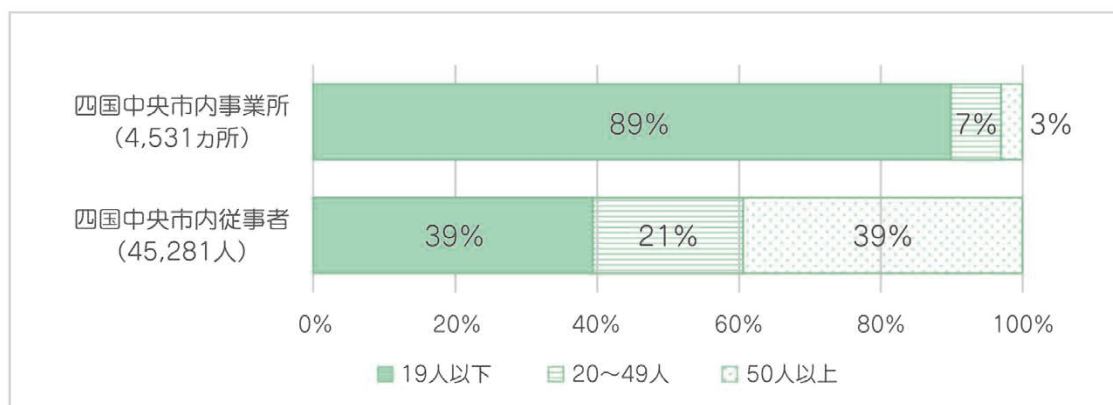


【出典】自殺総合対策推進センター プロファイル 2017

(5) 四国中央市の事業所の状況

50人未満の小規模事業所ではメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されています。四国中央市内の事業所のうち、約9割が50人以下の事業所であり、自殺対策の推進の上でも地域の関係機関との連携による小規模事業所への働きかけがのぞまれる状況となっています。

図5：地域の事業所規模別事業所／従業者割合（2014年経済センサス-基礎調査）

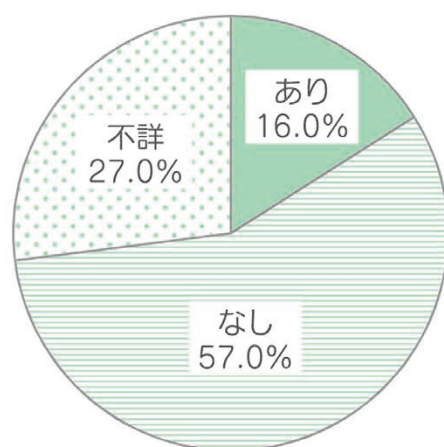


【出典】自殺総合対策推進センター プロファイル 2017

(6) 自殺未遂歴の有無

未遂歴の有無別で見ると、2012年(平成24年)から2016年(平成28年)の自殺者82名のうち、13名(16%)の方は、過去にも自殺企図がありました。1回目の企図において何らかの支援が必要であると考えられます。

図6：未遂歴の有無（2012～2016年合計）



【出典】自殺総合対策推進センター プロファイル 2017

2 対策が優先されるべき対象群

2012年(平成24年)から2016年(平成28年)の5年間における自殺の実態について、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」により、本市において自殺で亡くなる方の割合が多い属性(性別・年代別・職業の有無別・同居の有無別)の上位5区分が示されました。

また、この属性情報から、本市において推奨される重点施策として、「高齢者」「勤務問題」「生活困窮者」に対する取組が挙げられました。

図7： 四国中央市の特徴

上位5区分※1	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 (10万対) ※2	背景にある主な自殺の危機経路 ※3
1位:男性60歳以上 無職同居	16人	19.5%	41.9	失業(退職)→生活苦+介護の 悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:男性40~59歳 有職同居	11人	13.4%	24.3	配置転換→過労→職場の人間 関係の悩み+仕事の失敗→うつ 状態→自殺
3位:男性60歳以上 無職独居	7人	8.5%	115.2	失業(退職)+死別・離別→うつ 状態→将来生活への悲観→自殺
4位:男性60歳以上 有職同居	7人	8.5%	30.3	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→ アルコール依存→うつ状態→自殺 /②【自営業者】事業不振→借金+ 介護疲れ→うつ状態→自殺
5位:女性60歳以上 無職同居	6人	7.3%	10.3	身体疾患→病苦→うつ状態→ 自殺

【出典】自殺総合対策推進センター プロファイル2017

※1 順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としました。

※2 自殺死亡率の母数(人口)は2015年(平成27年)国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しました。

※3「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にしています。



第三章 自殺対策における取組

1 基本方針

2017年(平成29年)7月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、本市においては、以下の5つを「自殺対策の基本方針」として掲げていきます。

- (1) 生きることの包括的な支援として推進
- (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪として推進
- (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

(1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の取組のみならず、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、関係者や組織等が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

(3)対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれのレベルにおいて強力に、かつ、それらを総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があるとされています。

さらに「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

(4)実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づくとともに、そうしたサインに気づいたら、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

(5)関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、本市だけでなく、国や県、他の市町村、関係機関、各種団体、企業、そして市民一人ひとりと連携・協働し、市を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にするとともに、その情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

自殺対策の目指す「誰も自殺に追い込まれることのないまち」の実現に向けては、市民一人ひとりが一丸となって、それぞれができる取組を進めていく必要があります。

2 施策の体系

本市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」においてすべての市町村が共通して取り組むべきとされている「5つの基本施策」と、本市における自殺の現状を踏まえてまとめた「3つの重点施策」で構成されています。

「5つの基本施策」は、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組です。「3つの重点施策」は、国から示された本市における自殺のハイリスク層（高齢者、勤労者、生活困窮者）に焦点を絞った取組です。当市において、それぞれの対象に関わる様々な施策を結集させることで、一体的かつ包括的な取組ができるよう努め、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

なお、巻末資料として自殺総合対策大綱における重点施策に基づく、本市における「生きる支援関連事業一覧」を掲載しています。本市が既に行っている事業を少しでも自殺対策に活かすべくまとめた施策群です。

《5つの基本施策》

- 【基本施策1】地域におけるネットワークの強化
- 【基本施策2】自殺対策を支える人材の育成
- 【基本施策3】市民への啓発と周知
- 【基本施策4】生きることの促進要因への支援
- 【基本施策5】児童生徒のSOSの出し方に関する教育と若年層対策

《3つの重点施策》

- 【重点施策1】高齢者に関わる自殺対策の推進
- 【重点施策2】勤務問題に関わる自殺対策の推進
- 【重点施策3】生活困窮者に関わる自殺対策の推進

3 5つの基本施策

【基本施策1】地域におけるネットワークの強化

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、市、民間団体、企業、市民が連携・協働して市を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要であります。そのため、それぞれが果たすべき役割を明確化、共有化したうえで、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要であります。市においても、協議会や会議の開催のみではなく、地域や自殺対策の現場で具体的な連携を図る機会と場を提供することが望ましいとされています。

また、地域で活動する民間団体については、直接自殺防止や遺族への支援を目的とする活動のみならず、保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の関連する分野での活動が自殺対策に寄与するため、様々な領域において積極的に自殺対策に参画することのできる環境を整えていく必要があります。

本市の自殺対策を推進する上でも基礎となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。これには、自殺対策に特化したネットワークの強化だけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携強化も含まれます。

▼施策の展開

すでに取り組んでいること 今後の検討事項

(1) 市内におけるネットワークの強化

■ 自殺対策計画策定実務委員会を継承する市内自殺対策連絡会議において、計画の実施や評価を継続することで、全庁的なネットワークを強化します。(保健推進課)

■ 保健・医療・福祉・労働・教育等の関係機関で構成される会議をもとに、共通認識をもって連携、協力して自殺対策を推進していきます。(関係各課)

(2) 市外におけるネットワークの強化

■ 市内の関係機関や民間団体等との連携を強化し、地域において自殺対策に関する研修の受講推奨や自殺対策に関する取組について働きかけるとともに、市内自殺対策連絡会議において多分野にわたる効果的な連携の方法を検討します。(保健推進課)

(3) 特定の課題に関する連携・ネットワークの強化

特に生きることの阻害要因となりうると思われる分野は自殺のハイリスクともいわれているため、以下の課題に関するネットワークの強化に努めます。

生活困窮者自立相談支援事業との連携の強化：自殺対策と生活困窮者自立相談支援

事業の連携を強化し、生きることの困難感や課題を抱えた市民に対して関係機関が連携して支援を行うよう努めます。(生活福祉課)

- 要保護児童対策地域協議会との連携強化:保護を必要とする児童を支援する事業において連携していきます。(こども課)
- 自殺未遂者のための連携強化:自殺未遂者に対する警察、消防、医療機関と保健所、行政との連携を強化する方法を検討していきます。(保健推進課)

※生きる支援に関することを協議できる会議

総合教育会議、自立支援協議会、地域包括ケアネットワーク、障害児等福祉審議会、子ども若者支援ネットワーク会議、行政出前トーク事業、首長とふれあいトーク、子どもミーティング、男女共同参画審議会、四国中央市の子どもを育てる市民会議、四国中央市いじめストップ愛顔の子ども会議



【基本施策2】自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があり、具体的には、保健、医療、福祉、教育、労働、その他関係領域の者、一般住民に対して、誰もが身近な人の心の不調に早期に気づき、対応できるよう、必要な研修の機会を図ることが求められています。

人材育成については、地域における関係機関、各種団体、専門家、その他のゲートキーパー等の連携を促進するため、関係者間の連携を担う人材の養成を図り、自殺リスクを抱える人に寄り添いながら、地域における関係機関や専門家と連携して課題解決などを行い相談者の自殺リスクが低下するまで伴走型の支援を推進することが必要です。

また、学校や関係団体との連携協力を図りながら、学校教育や社会教育の場において、児童・生徒の心の不調に早期に気づき、対応できる人材養成のための教育カリキュラムの導入に努めることが望ましいとされています。

地域のネットワークは、それを担う人材がいて、初めて機能します。そのため自殺対策を支える人材育成も、本市の自殺対策を推進する上で基礎となる取組として推進していきます。身近な地域で支え手となる市民を増やし、様々な分野の関係者に自殺対策の視点を持ってもらうための研修等も強化していきます。

▼施策の展開

すでに取り組んでいること 今後の検討事項

(1)ゲートキーパー養成講座の実施

ゲートキーパーは、保健、医療、福祉、教育、労働、地域など、様々な分野等において、悩み、自殺を考えている人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援や相談につなぎ、見守る役割を担います。

①市職員に対する研修

- 全職員、管理職等に対するメンタルヘルス研修を継続し、セルフケア及びゲートキーパーの自覚を深める機会とします。(人事課)
- 係長2年目職員及び窓口担当等下記の職員を対象にゲートキーパー研修について周知、実施します。(保健推進課)

※ゲートキーパー研修受講を勧奨する職員等

窓口対応を行う職員、保育園職員、放課後児童クラブ職員、家庭児童相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ハートなんでも相談員、心の教室相談員、適応指導教室指導員、訪問相談支援員、嘱託徴収員等

②市民を対象とした研修

□ 市民向けゲートキーパー研修の実施・受講勧奨：身近な地域で、市民自身が支援者となるよう講座を実施します。受講を希望する市民団体に対してまちづくり出前講座や健康教育等で心の健康をテーマにした内容で、ゲートキーパーのすそ野を広げていきます。（保健推進課）

■ 関連団体等へのゲートキーパー研修の実施・受講勧奨：日頃から地域住民への見守り活動等に尽力している民生児童委員、子どもの登下校を見守るボランティア等下記の方々に対して、ゲートキーパー養成講座への参加を積極的に呼びかけ、人材の育成を進めていきます。（保健推進課）

※ゲートキーパー研修受講を勧奨する対象者

社会福祉協議会、障がい福祉サービス事業所、傾聴ボランティア、まちかどコメンテーター、介護支援専門員、認知症地域支援推進員、民生児童委員、見守り推進員、相談支援専門員、介護サービス事業者、地域子育て支援拠点事業、児童センター運営の管理者、ファミリーサポート、子どもの登下校を見守るボランティア、食生活改善推進員、健康づくりサポーター等

(2)支援の方法等に関する研修

■ 社会福祉協議会等関係団体や民生児童委員の研修：研修会や事例検討会を開催し、支援についての対応方法等の認識を共有し、相互の支援内容を理解することで連携の円滑化を図ります。（保健推進課）



【基本施策3】市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、自分の周りにもいるかも知れない自殺を考えている人の存在に気づき、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における市民一人ひとりの役割についての意識が共有されるよう教育活動、広報活動等を通じた啓発活動を展開することが求められています。

地域のネットワークを強化して相談体制を整えても、市民が相談機関や相談窓口を知らなければ、適切な支援につながることができません。そのため、行政としての市民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供していきます。

▼施策の展開

すでに取り組んでいること 今後の検討事項

(1) イベント等の機会を活用した啓発

- イベント等の機会を活用した啓発を実施します。(保健推進課)

- まちづくり出前講座に生きる支援(自殺対策)を盛り込むことを検討します。(保健推進課)

(2) リーフレット・啓発グッズの作成と周知

- 自殺対策に関する啓発:9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間において、生きる支援(自殺対策)に関する周知・啓発のため、商業施設や図書館においてパネルの展示やリーフレット配布等を実施します。(保健推進課)

- 相談先情報等を掲載したリーフレットの配布:こころの相談窓口を掲載したリーフレットを保健センターの窓口や保健センターで実施している母子保健事業訪問時や思春期教室等で配布します。(保健推進課)

- 各相談窓口におけるリーフレットの配布:納税や保険料支払い、子育てや市営住宅への入居等、各手続きや相談のために窓口を訪れた市民から相談があった場合に「生きる支援」に関する相談先情報が掲載されたリーフレットを配布することで、市民への情報周知を図ります。(税務課、国保医療課、こども課、建築住宅課等窓口担当)

- 市内各地におけるリーフレットやポスター等の設置：市内にある金融機関や医療機関、公民館、公衆トイレ、駅、飲食店等に、啓発用リーフレットやポスターを設置して、市民に対する周知を図ります。(保健推進課)

※相談先を掲載したリーフレット等を配布できる事業等

年金受付事務、ワンストップ業務、消費生活対策事務、女性等への相談事業、配偶者暴力相談業務窓口、公害・環境関係の苦情相談、国保医療課受付事務、高齢介護課受付窓口業務、高齢者の相談支援業務、生活福祉資金貸付事業、自立支援医療費関係事務、移動支援チケット関係事務、障がい福祉サービス関係事務、障がい手帳関係事務、障がい者福祉手当支給事務、訓練等給付に関する事務、障がい者虐待の対応、相談支援専門員による相談業務、生活保護に関する事務、法外援護事務、自立相談支援事業、住居確保給付金、児童扶養手当支給事務、ひとり親家庭自立支援給付金事業、児童発達支援事業、相談支援事業(ニート、ひきこもり)、放課後等デイサービス事業、障害児相談支援事業、公営住宅事務、奨学金に関する事務、就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務、不登校対策総合推進事業、愛媛県スクールカウンセラー活用事業、愛媛県ハートなんでも相談員設置事業、愛媛県スクールソーシャルワーカー活用事業、適応指導教室設置事業、就職説明会、愛護班連絡協議会、人権相談業務、保健センター窓口業務、保健センター訪問事業 等

(3)メディアを活用した啓発活動

- 市広報：9月(自殺予防週間)、3月(自殺対策強化月間)に合わせて自殺対策関連情報を掲載することにより、市民への施策の周知と理解の促進を図ります。(保健推進課)

- ケーブルテレビで生きる支援に関する情報を周知します。(保健推進課)

(4)地域や家庭と連携した啓発活動

- 社会全体で児童生徒をきめ細かく見守り、生活行動の変化に気づくことができるようにPTAや地域の関係団体と連携した啓発活動に努めるとともに、サインを受け止める学習機会の情報提供について検討します。(生涯学習課)

【基本施策4】生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、それらを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。そのため、本市においても自殺対策と関連の深い様々な分野における取組を幅広く推進していきます。

また、大規模な自然災害等では、体や心に深刻な影響を与えられることが想定されるので、直後のみならず継続した心のケアや生活支援ができるよう関係機関と連携します。

▼施策の展開

すでに取り組んでいること ■今後の検討事項

(1)自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

- 民生児童委員や見守り推進員による相談活動や見守り活動を通じて、様々な課題を抱えた対象者の早期発見に努めます。(生活福祉課、高齢介護課)
- 障害支援区分認定を通じた支援と対応:調査の際に福祉サービスの提供のほか、何らかの支援が必要と判断される場合には、支援が可能な関係機関とともに適切な対応に努めます。(生活福祉課)
- 悩みのある児童生徒や保護者については、学校や家庭と連携し、相談窓口の紹介や支援の提供等を実施します。(学校教育課)
- 様々な課題のある児童に対して、関係機関等とのネットワークを活用し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけるなどして課題解決への対応に努めます。(学校教育課)
- 児童虐待通告への早期対応に努めるとともに関係機関との情報共有、養育支援訪問事業等の継続的な見守り活動を通じて、児童虐待の発生予防に取り組みます。(こども課)
- DV被害者への支援:相談対応において必要な場合には適切な機関につなぐ等の対応を行います。(市民くらしの相談課)
- 様々な課題のある高齢者に対して、総合相談を実施し、適切なサービスや機関、制度の利用につなぐ等の支援を行います。(高齢介護課)

(2)居場所づくり

- 地域の高齢者が心身の健康増進や介護予防、趣味の活動や仲間づくりに集まれる機会や場づくりを推進します。(高齢介護課)
- ひきこもり相談等の実施:社会復帰を目指す支援として本人や家族を対象としたひきこもり相談を行います。(発達支援課他)
- 障がい者の日中活動の場の充実を図り、交流の場や居場所の確保に努めます。(生活福祉課)

(3)自殺未遂者への支援

- 自殺未遂者支援のための連携強化:保健所、消防等との連携により、今後の支援を検討していくために自殺の現状(未遂を含む)について把握するよう努めます。(保健推進課)
- 救急出動時等、状況に応じて可能な限り「生きる支援」に関する対応について関係機関と検討します。(保健所、安全・危機管理課、保健推進課)
- 支援について学びを深めることを目的とした研修会に参加するよう努めます。(保健推進課)

(4)遺された人への支援

- 必要に応じて、保健所等関係機関と連携し、総合的な視野(精神面、身体面、生活上の諸問題、情報等)で個別対応できるように努めます。(保健推進課)
- 遺族が直面する様々な問題についての理解と、支援について学ぶ研修会への参加や関係機関への伝達に努めます。(保健推進課)

(5)支援者への支援

- 障がいのある児・者の家族等への支援:家族等に対する相談の機会を通じて、支援者への支援強化に努めます。(発達支援課、生活福祉課)
- 介護を行う家族等への支援:介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るため、介護に携わっている方々の相談や交流事業を行います。(高齢介護課)
- 関係する支援者への支援:支援者のメンタルヘルス(セルフケア)の必要性について周知します。(保健推進課)

【基本施策5】児童生徒のSOSの出し方に関する教育と若年層対策

まずは、若年層が自殺に追い込まれないこと。抱えた悩みや問題が深刻化する手前の段階で必要な支援に繋がる取組が求められます。

次に、出されたSOSに対して、周囲の人が適切に対応できるよう、その受け皿を強化する必要があります。児童生徒のときから、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育(SOSの出し方に関する教育)を受けることで、「困ったときは助けを求めることが大切なこと」と認識することを啓発します。

そして、子どもや子育て世帯に対する「一貫した支援」ができるよう、支援者間の連携を強化し、支援の網の目からこぼれ落ちることのない体制の構築を目指します。

また、義務教育終了から就職までの時期において、高校等に進学せず、または進学しても中退した、または就職をしなかった場合、社会とのつながりが希薄になり、長期のひきこもりにつながるリスクがあります。この時期における支援のつながりが十分になされる取組を実施します。

▼施策の展開

すでに取り組んでいること 今後の検討事項

(1)SOSの出し方に関する教育の推進

- 教職員等が、自殺予防に関する研修や「SOSの出し方に関する教育」のスキルアップ等の研修の機会を確保できるように努めます。(学校教育課)
- 学校での授業の実施:「SOSの出し方に関する教育」について、各学齢に応じた「命の大切さ」や「心の健康」、「不安や悩み、ストレスへの対処」に関する授業を継続して実施、充実させていきます。(学校教育課)

(2)若年層が「相談しやすい」相談窓口の周知

- 相談機関の周知:24時間子供SOSダイヤルやいじめ相談ダイヤル24、子どもの人権SOSミニレター等の相談窓口について周知します。(学校教育課)
- 相談機関が掲載された資料の配布:思春期教室で「心のリーフレット」を配布します。(保健推進課)

(3)妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進する

- 妊娠期から就学期における支援者間の連携の推進:要保護児童対策地域協議会では、育児不安や虐待等問題を抱える家庭として、特定妊婦、要支援児童など支援が必要な家庭の把握を進めます。さらに子の状態にかかわらず、養育に困難(親の精神疾患や生活困難)を抱える家庭を把握し、自殺リスクの高い人について支援者間で連携を図り、継続的に支援していきます。(保健推進課、こども課、発達支援課)

- 産後うつ病対策の推進:赤ちゃん訪問時にエジンバラ産後うつ病質問票等を活用して精神状態を把握し、早期発見・早期治療を推進します。(保健推進課)
- 産後ケア事業の推進:育児不安を抱える産婦を対象に、不安の軽減と産婦の心身の安定を図るために日帰りや宿泊型の産後ケアを実施します。(保健推進課)
- 子育て支援関連の会議との連携:要保護児童対策地域協議会等のこどもや子育て世帯への支援に関する会議等において、生きる支援を協議の議題に挙げることを通して、自殺対策との連携を強化します。(こども課、発達支援課、保健推進課)

(4)義務教育期間終了後から就職までの期間における、一貫した支援の推進

- ひきこもり状態にある人への支援の方法について検討し、実施します。(発達支援課、保健推進課)
- 本人や家族からの支援に対するニーズの把握に努めます。(発達支援課)



4 3つの重点施策

【重点施策1】高齢者に関わる自殺対策の推進

高齢者は、死別や離別、病気や孤立等をきっかけに複数の問題を抱え込み、結果的に高齢者の自殺リスクは急速に高まることがあります。そのため、自殺リスクの高い高齢者の早期発見・早期支援が大きな課題となっています。

また、今後、団塊世代の高齢化がさらに進むことで、介護に関わる悩みや問題も一層増えていくことが考えられます。さらには、ひきこもり状態が長期化するなかで、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま社会から孤立してしまう「8050(ハチマル・ゴウマル)問題」のように、高齢者本人だけでなく、家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあるのが現状です。

そこで、高齢者支援に関する情報を高齢者本人や支援者に対して積極的に発信し、高齢者を支える家族や介護者への支援(支援者への支援)を推進します。加えて、高齢者一人ひとりの生きがいと役割を実感することのできる地域づくりと高齢者への支援を推進していきます。

▼施策の展開

すでに取り組んでいること 今後の検討事項

(1) 高齢者の自殺リスクの早期発見から早期支援の更なる推進

- 相談支援業務や地域包括ケアネットワークにおいて、支援の必要な高齢者を早期に発見し、自殺リスクが高いと思われる場合、何らかの支援が必要と判断される場合は、支援可能な関係機関とともに適切な対応にあたります。(高齢介護課)
- 民生児童委員の見守り訪問や相談等を通じた支援：民生児童委員、見守り推進員による、ひとり暮らし高齢者等への支援や相談を行います。(高齢介護課)
- 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症やその家族に早期に関わる認知症初期集中チームを配置し、早期診断・対応に向けた支援を行います。(高齢介護課)
- 医療機関との連携：受診時に、自殺リスクが高いと思われる人がいた場合、早期介入し、必要な支援先につなげるような取組を検討します。(高齢介護課)

(2) 高齢者への啓発

- 高齢者向けの啓発リーフレットの配布：高齢者が抱え込みがちな、悩みや問題に対応する相談先が掲載されたリーフレット等を配布します。(高齢介護課)

- 高齢者が集う場での研修:老人会やサロン等において、生きる支援(自殺対策)に関する内容の講座を取り入れます。(保健推進課)

(3)支援者への啓発:基本施策2、基本施策4の再掲

- ゲートキーパー養成講座の実施または受講を推奨します。(保健推進課)
- 介護を行う家族等への支援:介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るため、介護に携わっている方々の相談や交流事業を行います。(高齢介護課)

(4)高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進

- 高齢者向け各種講座や教室:教室への参加や他者との交流を通して、生きがいや役割の創出につなげます。(高齢介護課)
- 居場所活動の推進:高齢者が他者とつながることで、安心と充足を感じながら過ごしたり、心身の健康につながる場づくりを支援します。(高齢介護課)

- 幼児や青少年が地域の高齢者に関心を持つとともに、様々な交流を通じた高齢者の生きがいづくりを目指して、世代間のふれあい交流の促進を図ります。(生涯学習課)



【重点施策2】勤務問題に関わる自殺対策の推進

政府の働き方改革実行計画において、「改革の目指すところは、働く方一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るようにする」ことが挙げられていますが、自殺に追い込まれる有職者はまさにこの反対の状況にあります。四国中央市における勤務・経営に関する自殺対策は働き方改革の諸施策との連携を図りながら進める必要があります。

勤務・経営対策は、勤務環境、労働環境の多様化に対応できるよう、単に職域、各事業所での対策だけではなく、行政や地域の業界団体の役割が重要であり、地域での周知、啓発等も望まれるところです。

四国中央市の自殺実態からあがる課題として働き盛りの年代の男性への対策があげられます。同居家族もいる方が多いことから、遺された家族への影響の深さも危惧されます。配置転換や過労、職場の人間関係等、勤務問題に関わる自殺対策を推進していく必要があります。

▼施策の展開

すでに取り組んでいること 今後の検討事項

(1) 勤務問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制の強化

- 労働者・経営者を対象とした相談会：勤労問題（過労やパワハラ、職場の人間関係等）による自殺のリスクを低減させる取組として、事業所との連携により相談体制が進む方法を検討します。（保健推進課）
- 企業の広報等に、生きる支援に関する情報等の掲載を検討していただけるように連携の強化に努めます。（保健推進課）

(2) 勤務問題の現状や対策についての周知・啓発活動の強化

職場環境の改善やメンタルヘルス対策に力を入れている企業が決して多くない現状を踏まえて、市内企業に対して勤務問題の現状や対策の必要性の啓発に努めます。

- 市広報や関係機関を通して周知・啓発：自殺対策に関連する市や関係機関の取組を周知します。（産業支援課、総務調整課）
- 勤務問題をテーマとしてまちづくり出前講座等で啓発できる機会をつくるように研修会や啓発キャンペーンを実施します。（保健推進課）
- 中小企業の労働者の健康管理を推進するために、市内企業における健診受診率の向上を目指した取組に努めます。（保健推進課）

【重点施策3】生活困窮者に関わる自殺対策の推進

生活困窮は「生きることの阻害要因」のひとつであり、自殺リスクを高める要因になりかねません。生活困窮者は、単に経済的に困窮しているだけではなく、心身の健康や家族との人間関係、ひきこもりなど、ほかの様々な問題を抱えた結果、自殺に追い込まれることが少なくないと考えられます。

そのため、生活困窮者自立支援制度に基づく支援と自殺対策が密接に連携して、経済や生活面の支援のほか、心の健康や人間関係等の視点を含めた包括的な支援を行う必要があります。

特にひきこもり状態の人については実態把握が難しく、支援が届きにくいことから重点的な支援が必要と考えられます。また、若者だけでなく40歳以上の中高年層のひきこもりも少なくないと言われていることから、幅広い年代に対して対策を講じる必要があります。

▼施策の展開

すでに取り組んでいること 今後の検討事項

(1)生活困窮者への「生きることの包括的な支援」の強化

- 相談窓口において、その人の状況をよく聴取したうえで、自立相談支援、就労支援などの生活困窮者自立支援制度による支援だけでなく、庁内連携や、関係機関との連携に努めます。(生活福祉課)

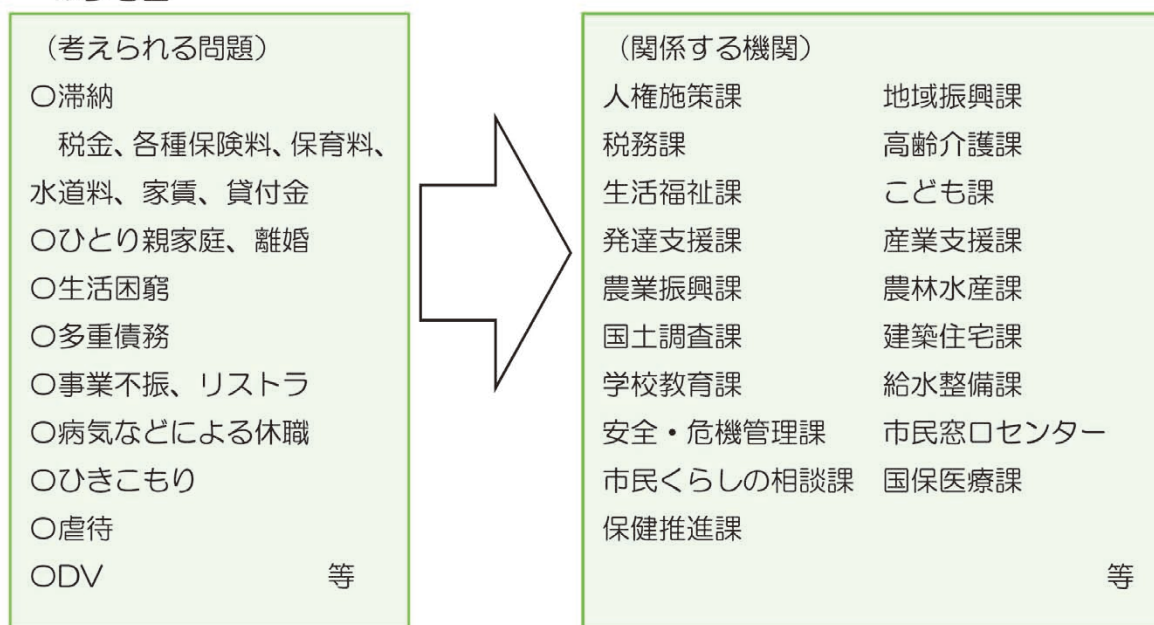
- 生活保護制度による支援とともに、精神疾患等への対応など、支援対象者が抱えているリスクに応じて関係機関との連携に努めます。(生活福祉課)

- ハローワーク窓口での就職を希望する生活困窮者への支援を検討していきます。(生活福祉課)

(2) 支援を必要とする自殺リスクを抱え込みかねない人を支援につなぐ取組の強化

- 支援体制の強化:税金や公共料金等の滞納や、多重債務など、経済的に厳しい状況に置かれた人及びその家族に対し、その問題に気づき、支援につなげるため関係機関へつなげるなど連携を図ります。

※参考図



(3) ひきこもり状態にある人や家に閉じこもりがちな人に対する支援の推進

- ひきこもりに関する相談:社会復帰を目指す支援として本人や家族の相談を実施します。(発達支援課)
- ひきこもり状態にある人への支援策の実施:本人や家族のニーズの把握に努め、継続的な個別支援を実施します。(発達支援課)
- 就労支援の強化:ひきこもり状態にある人が、他者と関わり、就労等社会参加への一歩を踏み出すための支援を他の関係機関と連携して実施します。(発達支援課)



第四章 自殺対策計画の推進に向けて

1 計画の推進体制について

行政による取組のほか、市民一人ひとりをはじめ、保健・医療・福祉関係者、教育機関、警察・消防、民間団体など官民関係者が協働し、対策に取り組むことで、計画を推進します。

2 計画の評価について

評価については、自殺対策計画策定実務委員会を継承する庁内自殺対策連絡会議において定期的に行い、健康づくり推進協議会に報告して進捗状況を共有し、必要により計画の見直しを行っていきます。

(1) 評価指標について

本計画の取組が、自殺者数の減少に向けた対策として有効であったか、評価指標を設けて評価・検証をします。

① アンケートによる評価

主な施策分野 ※	指標の内容	2018(平成30)年度 現状	2024年度目標	出典
基3	悩みがあるときに、誰かに相談したいと思う人の割合	63.2%	80%以上	市民アンケート 保健推進課調べ
基3	ゲートキーパーを知っている人の割合	9.3%	30%以上	市民アンケート 保健推進課調べ
基3	「自殺は社会の問題である、追い詰められた末の死である」と捉える人の割合	72.0%	90%以上	市民アンケート 保健推進課調べ
基3	「自殺は自分にはあまり関係ない」と思う人の割合	17.6%	5%以下	市民アンケート 保健推進課調べ
基3	「悩みを家族、友人等日頃かかわっている人に相談する」人の割合	80.8%	90%以上	市民アンケート 保健推進課調べ

主な施策分野 ※	指標の内容	2018(平成30)年度現状	2024年度目標	出典
基3	各相談窓口を知っている人の割合	31.5%	50%以上	市民アンケート 保健推進課調べ
基3	必要時に精神科または心療内科を受診しようと思う人の割合	5.1%	20%以上	市民アンケート 保健推進課調べ
基3	自殺対策に関する啓発物に目を通す人の割合	69.9%	90%以上	妊娠届時アンケート 保健推進課調べ
基3	身近に相談できる人がいる妊婦の割合	2017(平成29)年度 98.2%	100%	妊娠届時アンケート 保健推進課調べ
基3	中学1年生のうち相談できる人がいる生徒の割合	87.8%	100%	思春期教室アンケート 保健推進課調べ

②事業実施による評価

主な施策分野 ※	指標の内容	2017(平成29)年度現状	2024年度目標	出典
基3	こころの健康リーフレットの配布枚数	3,000枚	7,000枚	P15記載の事業等
基2	各課から関係機関職員等にゲートキーパー研修受講を勧奨した回数	1回	40回	P13記載の機関等
基2・重2	企業でのまちづくり出前講座実施回数	6回	15回	保健推進課調べ
基3・基4	発達マイノリティに関する理解促進等の研修会等の参加人数	200人	400人	発達支援課調べ
基4・重3	ひきこもり状態にある人を他機関へつないだ人数	0人	5人	発達支援課調べ

主な施策分野 ※	指標の内容	2017(平成29)年度現状	2024年度目標	出典
基4・重3	障がい者就労移行支援事業所を通じて就労へつながった人数	10人	15人	生活福祉課調べ
基5	児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会等研修会への参加人数	3人	10人	学校教育課調べ
基4	養育支援訪問事業訪問回数	129回	150回	こども課調べ
重1	認知症サポーター数	延べ 10,226人	延べ 15,000人	高齢介護課調べ
重1	集いの場 (貯筋体操サークル) 実施箇所数、参加者数	60か所 1,136人	90か所 1,500人	高齢介護課調べ
重1	養護老人ホームの入所者数	共楽園45人 敬寿園20人	共楽園50人 敬寿園50人	高齢介護課調べ

- ※ 基1:【基本施策1】地域におけるネットワークの強化
 基2:【基本施策2】自殺対策を支える人材の育成
 基3:【基本施策3】市民への啓発と周知
 基4:【基本施策4】生きることの促進要因への支援
 基5:【基本施策5】児童生徒のSOSの出し方に関する教育と若年層対策
 重1:【重点施策1】高齢者に関わる自殺対策の推進
 重2:【重点施策2】勤務問題に関わる自殺対策の推進
 重3:【重点施策3】生活困窮者に関わる自殺対策の推進

参考資料

- 1 生きる支援関連事業一覧
- 2 自殺対策基本法(2016年(平成28年)4月改正)
- 3 自殺総合対策大綱(概要)(2017年(平成29年)7月閣議決定)
- 4 計画の策定体制

1 生きる支援関連事業一覧 (自殺総合対策大綱 施策番号別)

1 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

該当事業なし

2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

	担当部署	担当課	事業名	事業概要
1	総務部	総務調整課	教育大綱の策定	基本理念「市民一人ひとりのしあわせづくりの応援 一人ひとりを大切に人を輝かすあつたかな四国中央市の教育」の具現化に努める。
2	総務部	人権施策課	人権啓発事業	人権意識を高めるための啓発を行う。
3	福祉部	高齢介護課	生活支援体制整備事業	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの拠点を設置する。(運営は社会福祉協議会へ委託)
4	福祉部	高齢介護課	独居高齢者福祉ネットワーク事業	独居高齢者の名簿を作成し、民生児童委員及び見守り推進員と連携し、見守り活動を行う。
5	福祉部	高齢介護課	認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。
6	福祉部	生活福祉課	障害者手帳関係事務	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請受付・交付関係事務を行う。
7	市民部	保健推進課	精神保健事業 普及啓発事業 (地域自殺対策強化事業)	自殺予防週間(街頭啓発) 自殺対策強化月間(街頭啓発、図書館に特設コーナー設置)住民に命の大切さと周囲の人の心の変化に気づく大切さを周知する。

3 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

該当事業なし

4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

	担当部署	担当課	事業名	事業概要
8	政策部	地域振興課	ボランティア市民活動センターにおけるボランティア育成	傾聴ボランティア等の育成を図る。
9	政策部	地域振興課	男女共同参画計画推進事業	(1)男女共同参画審議会を実施する。 (2)行政職員対象研修会を開催する。 全庁的な事業・施策に男女共同参画の視点を入れるとともに、職員一人ひとりの生活全般における意識を向上させる。 (3)第2次男女共同参画計画冊子(改訂版)を作成する。
10	福祉部	高齢介護課	地域包括ケアネットワーク	ケアマネジメント支援のためのネットワークづくりを行う。
11	福祉部	高齢介護課	認知症総合支援事業	「認知症初期集中支援チーム」や「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症の人や家族の支援を地域の関係機関と連携し、総合的に推進していく。
12	福祉部	生活福祉課	自立支援給付・地域生活支援事業	障害者総合支援法に基づき、障害者または障害児に対して自立支援医療費および障がい福祉サービスを提供する。
13	教育指導部	学校教育課	生活指導・健全育成 (教職員向け研修等)	問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成のために、研修体制を充実させる。

	担当部署	担当課	事業名	事業概要
14	教育指導部	学校教育課	特別の教科 道徳に関する調査・研究・研修会の開催等	特別の教科 道徳における授業改善や指導方法等について、調査研究を進め、各学校へ情報伝達するとともに、校内研修等への市指導主事派遣において指導助言を行い、教職員のスキルアップを図り、いじめ問題の本質的な問題解決に資する。
15	消防本部	安全・危機管理課	救急救命士養成・研修及びメディカルコントロール体制の推進事業	<ol style="list-style-type: none"> 救急救命士を養成する。 <ol style="list-style-type: none"> 救急救命士の養成（救急救命研修所への派遣） 気管挿管のできる救急救命士の養成（医療機関での所定の実習の実施） 指導的立場の救急救命士の養成（救急救命研修所への派遣） 処置拡大が出来る救急救命士の養成（県消防学校派遣） 救急資格者を養成する。（救急資格者の養成のため消防学校救急科派遣） 救急救命士の救急業務高度化教育を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 救急救命士を研修のため医療機関に派遣 <ol style="list-style-type: none"> 就業前研修 再教育 救急知識と技術のスキルアップのための研修 <ol style="list-style-type: none"> 合同症例検討会の実施 救急シンポジウム及び地域研修所シミュレーション実習への派遣 事後検証結果に基づく振り返り教育訓練 メディカルコントロール協議会事業に参画する。 事後検証体制の充実を図るため事後検証料を支払う。
16	市民部	市民窓口センター	ワンストップサービス業務	戸籍・住民異動に起因する国民健康保険・医療・国民年金等の各種手続きを中心に関係各課と協議により処理することとなった事務を行う。
17	市民部	市民窓口センター	国民年金受付業務	国民年金の届書、申請書、基礎年金裁定請求書等の受付、相談対応等を行う。
18	市民部	保健推進課	新任保健師育成事業	先輩保健師等が指導者となって実際の保健指導の現場において、新任保健師に必要な助言等を行い、育成する。指導者は、新任保健師が業務に従事し、習得するのにあたり地域保健従事者として必要な基本的能力、行政能力、専門能力を習得できるよう指導する。
19	市民部	保健推進課	精神保健事業 (ゲートキーパー養成講座の開催) (地域自殺対策強化事業)	ゲートキーパー養成講座(健康サポーター養成講座や知っ得ゼミ、まちづくり出前講座等で心の健康の講義)を開催する。
20	市民部	保健推進課	精神保健事業 (ゲートキーパー養成講座の開催) (地域自殺対策強化事業)	市役所係長2年目職員および参加希望職員を対象に臨床心理士によるゲートキーパー養成講座を開催する。

5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

	担当部署	担当課	事業名	事業概要
21	福祉部	高齢介護課	老人クラブ育成事業	高齢者向けクラブ(地域在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体)への活動費を助成する。
22	福祉部	高齢介護課	老人福祉センター・老人憩いの家の設置運営	60歳以上高齢者の教養の向上、レクリエーション等のための場を設け、心身の健康の増進を図る。
23	福祉部	高齢介護課	一般介護予防事業	介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業により地域で介護予防を目的とした様々な機会を提供し、自ら介護予防に取り組める地域づくりを推進する。
24	福祉部	生活福祉課	障がい福祉計画策定・管理事業	障がい者福祉計画及び障がい福祉計画の進行管理を行うとともに、次期障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定を行う。

	担当部署	担当課	事業名	事業概要
25	教育指導部	学校教育課	教職員人事・研修関係事務	教職員の研修及び研究・生活リズムの向上、体力の向上に向けた取組を行う。
26	教育指導部	学校教育課	学校職員ストレスチェック事業	労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る。
27	消防本部	安全・危機管理課	避難行動要支援者避難支援等事業	平常時から自力避難が困難な要介護者や重度の身体障がい者等について名簿を作成し、町内会や自主防災会、消防や警察等の避難支援等関係者と情報を共有することで、地域ぐるみでの避難支援体制を確立する。
28	消防本部	安全・危機管理課	地域における大規模自然災害対策事業	地域における大規模自然災害の発生に備えるため、地域の対策を地域防災計画に位置付けるとともに、長期にわたる避難生活支援対策として「避難所開設の運営マニュアル」を作成するなど、災害対策を強化する。
29	市民部	保健推進課	四国中央市健康づくり計画 (自殺対策計画の検証)	計画の策定・見直しを行う。 ・H27に目標値や今後の取り組みを見直した「第2次四国中央市健康づくり計画～健康でいこや!四国中央～」を策定した。 計画を推進する。 ・健康教育・出前講座等の事業の中で啓発活動や健康づくりの促進を図る。 ・健康まつりで計画の重点項目別コーナーを設置し啓発に努める。 ・自殺対策計画の見直し、検証（予定）
30	市民部	保健推進課	四国中央市健康づくり推進協議会	四国中央市健康づくり推進協議会を設置し、市民の保健対策のための方策を体系的総合的に審議企画している。
31	市民部	保健推進課	庁内自殺対策計画策定実務委員会	全庁的に自殺対策を推進するため、各課での自殺対策(生きる支援)の視点からの「事業の抽出」作業を行うとともに、関係課からの実務委員を選出した実務委員会で自殺対策計画案の策定に取り組む。
32	市民部	保健推進課	四国中央市健康まつり	「自らの健康は自らの手で守る」という自覚を高め、家族・地域ぐるみの積極的な市民参加により、健康で心豊かな市民生活の実現を目指すことを目的として開催する。
33	市民部	保健推進課	健康教育に関する普及啓発事業	・健康教育講座(精神保健・母子保健)等を実施する。 ・食生活改善推進員や健康づくりサポーター等の活動を支援する。
34	市民部	保健推進課	生活習慣病予防	総合健診・健康教室・健康相談・健診結果相談会・保健指導等を実施する。
35	市民部	保健推進課	精神保健対策 (普及啓発事業) (地域自殺対策強化事業)	母子保健事業、健康増進事業、精神保健事業、予防接種事業等あらゆる機会を捉えて(必要に応じて)、チラシやパンフレットの配布や個別対応や教育等で心の健康に関する普及啓発を行う。
36	市民部	保健推進課	精神保健事業 (高次脳機能障害者支援事業)	保健所主催の高次脳機能障害者支援者研修会に出席し、各関係機関で取り組めることを検討する
37	市民部	保健推進課	精神保健事業 (地域自殺対策検討連絡会に参加)	地域自殺対策検討連絡会に出席し、施策や支援者情報の共有、連携の強化を図る。
38	市民部	保健推進課	精神保健事業 (個別相談支援事業) (地域自殺対策強化事業)	来所、電話、訪問等、個別相談により、必要に応じて関係機関及びカウンセリングに繋いで支援を継続する。

6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

	担当部署	担当課	事業名	事業概要
39	福祉部	生活福祉課	福祉総合相談・案内窓口事業	基幹相談支援センターにおいて住民の福祉や利便性向上のため、総合的な福祉相談サービスの提供や相談等を行う。

	担当 部署	担当課	事業名	事業概要
40	福祉部	生活福祉課	特別障害者手当等支給事務	精神・身体に重度障害があり常時介護を必要とする方への手当を支給する。
41	福祉部	生活福祉課	障がい者講座・講習の開催	障がい者及び家族を対象に、障害や疾病の理解促進や普及啓発を行う。
42	福祉部	生活福祉課	自立支援協議会の開催	医療・保健・福祉・就労等に関係する機関とのネットワークを構築する。
43	福祉部	生活福祉課	障がい者虐待の対応	障がい者虐待に関する通報・相談窓口を設置する。
44	福祉部	生活福祉課	相談支援専門員による相談業務	行政より委託した相談支援専門員による相談業務を行う。
45	福祉部	生活福祉課	障がい者差別解消推進事業	障害を理由とする差別の解消を推進するため、基幹相談支援センターに相談窓口を設置するほか、住民や民間事業者等に対し周知・啓発を行う。
46	市民部	国保医療課	重複服薬者保健指導事業	同一月3以上の医療機関より、同一の薬効の薬剤の投与を受けている対象者に、文書や電話、自宅訪問等による保健指導(重複服薬の弊害や医療機関の利用方法等)を実施する。
47	市民部	保健推進課	精神保健事業 (精神障害者の早期発見・早期治療・社会復帰促進)	精神障害者の早期発見・早期治療・社会復帰促進のため、相談時に必要と思われるケースは関係機関との連携により医療機関に繋ぐ。
48	市民部	保健推進課	精神保健事業	個別相談や関係機関の連携等で本人や家族を支援する。県のアルコール対策計画研修会に参加する。教室や相談等でアルコール依存症について、知識の普及・啓発を図る。
49	市民部	保健推進課	精神保健 (困難事例対応精神障害者と家族への個別支援)	困難事例対応精神障害者(疑い含む)及びその家族への個別支援を行う。(関係機関と連携)
50	市民部	保健推進課	精神保健事業(家族支援)	法人主催の精神障害者の家族教室に参加し、個別対応時に、必要に応じてカウンセリングを紹介する。
51	市民部	保健推進課	精神保健事業 (からだところの健康相談) (地域自殺対策強化事業)	個別相談や唾液アミラーゼによるストレスチェックを実施する。

7 社会全体の自殺リスクを低下させる

	担当 部署	担当課	事業名	事業概要
52	総務部	総務調整課	行政の情報提供・広聴に関する事務(広報等による情報発信)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政に関する情報・生活情報を掲載する。 ・自治体のホームページ/フェイスブックによる情報を発信する。 ・新聞各社/テレビ/ラジオでの情報を伝達する。 ・CATV広報番組等を作成する。 ・広報誌等を編集・発行する。
53	総務部	総務調整課	総合教育会議の運営	総合教育会議を設置し、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。
54	政策部	政策推進課	四国中央市総合戦略	人口減少対策に効果実効性のある取組を戦略的に進める。
55	政策部	税務課	徴収の緩和制度としての納税相談	住民から納税に関する相談を受け付ける。
56	福祉部	高齢介護課	高齢者バス利用費助成事業	地域に居住する高齢者に対し、高齢者の社会参加及び生きがいづくりの促進を図るため地域内を走行しているバスの回数券の半額を助成している。

	担当 部署	担当課	事業名	事業概要
57	福祉部	高齢介護課	高齢者への総合相談支援業務	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談を行う。
58	福祉部	高齢介護課	家族介護者交流事業	介護を要する高齢者等の介護者に対して交流会を開催し、介護者の心身のリフレッシュを図り、在宅介護を支援する。
59	福祉部	高齢介護課	在宅寝たきり老人等介護者慰労金支給事業	在宅の寝たきり高齢者又は重度認知症高齢者の介護者に、介護手当を支給し、介護の労をねぎらうとともに、ねたきり老人等の福祉の増進を図る。
60	福祉部	高齢介護課	養護老人ホームへの入所	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続きを行う。
61	福祉部	高齢介護課	生活管理指導短期宿泊事業	家庭環境等により在宅での生活が困難である場合に、一時的に養護老人ホームへ入所し、支援を行う。
62	福祉部	高齢介護課	介護相談員派遣事業 (介護保険特別会計)	施設・居住系サービスの提供の場を訪れる介護相談員を委嘱し、サービス事業者等に派遣することにより、利用者の不満等の解消を図り、事業者の介護サービスの質的向上を図る。 本事業は事後的な問題解決ではなく、事態を未然に防止し、利用者の日常的な不満・疑問に対応し改善の途を探る。
63	福祉部	生活福祉課	民生児童委員活動事務	民生・児童委員による地域の相談・支援等を行う。
64	福祉部	生活福祉課	生活保護施行に関する事務	就労支援・資産調査を行う。
65	福祉部	生活福祉課	生活保護各種扶助事務	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助の事務を行う。
66	福祉部	生活福祉課	法外援護事務	行政が独自に援助金等を支給し、自立助成を図る。
67	福祉部	生活福祉課	生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)	自立相談支援事業を実施する。
68	福祉部	生活福祉課	生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金)	住居確保給付金を支給する。
69	福祉部	生活福祉課	障がい者福祉のしおり	障害者やその家族に対して、各種福祉制度の概要や手続き方法などを紹介するしおりを作成・配布することにより、障害者の方々がその有する能力や適性、ライフステージに合わせて適切なサービスを利用できるような情報を提供し、その在宅生活の質の向上や社会参加の促進等を図る。
70	福祉部	生活福祉課	障害者福祉手当支給事務	日常生活が困難な重度障害者(児)の福祉の向上のための手当を支給する。
71	福祉部	子ども課	子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて、四国中央市の一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を実現するための計画を推進する。
72	福祉部	子ども課	しこちゅ〜ほこほこネットの連携	子育てフェスタの開催など、子育てに関する各種団体がネットワークを作り、多様な情報発信とさまざまな主体による子育て支援の仕組みを整えることにより、多面的な子育て支援を推進する。
73	福祉部	子ども課	地域子育て支援拠点事業	概ね3歳くらいまでの乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。
74	福祉部	子ども課	児童センター運営事業	児童に健全な遊び及び運動を通して、その健康及び体力を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童センターを運営し、児童福祉の増進を図る。(児童センターの管理は指定管理者に委託)
75	福祉部	子ども課	教育・保育の実施(保育園・幼稚園・認定子ども園など)	・保育園・幼稚園・認定子ども園など保育・育児相談を実施する。 ・保護者による家庭保育が困難な児童等の保育に関する相談を実施する。
76	福祉部	子ども課	一時保育事業	保護者の就労・疾病等で一時的に家庭での保育が困難な時に、保育施設で児童を保育する。

	担当部署	担当課	事業名	事業概要
77	福祉部	こども課	子育て総合相談事業	子どもと家庭に関する総合相談及び情報提供を行う。
78	福祉部	こども課	児童虐待防止対策事業	児童虐待防止啓発や養育支援訪問事業を実施する。
79	福祉部	こども課	ファミリー・サポート・センターの運営	児童の預かり援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進する。
80	福祉部	こども課	児童扶養手当支給事務	児童扶養手当の支給を行う。
81	福祉部	こども課	ひとり親家庭自立支援給付金事業	(1)自立支援教育訓練給付金 ひとり親家庭の父母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、本自治体が指定した職業能力の開発のための講座を受講した者に対して教育訓練終了後に支給する。 (2)高等職業訓練促進給付金等 ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間の一定期間について「高等職業訓練促進給付金」を、養成訓練修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。 (3)高卒認定試験合格支援給付金 ひとり親家庭の親及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座(通信講座も可)を受けた場合、修了時に受講費用の2割(上限10万円)を、さらに認定試験合格後に受講費用の4割(計6割、上限15万)を支給する。
82	福祉部	こども課	母子生活支援施設における保護の実施事務	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その看護すべき児童の母子生活支援施設への入所を斡旋し、自立の促進のためにその生活を支援する。
83	福祉部	こども課	母子・父子自立支援員設置事業	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を配置する。
84	福祉部	こども課	家庭児童相談員設置事業	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行う家庭児童相談員を配置する。
85	福祉部	こども課	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。
86	経済部	農林水産課	市単公有林整備事業	市有林の施業や管理を行うため、森林作業道の巡回を行う。
87	経済部	農林水産課	市単林道整備事業	林道の修繕や維持管理を行う。また、橋りょうの長寿命化を図るため、補修工事を行う。
88	建設部	建設課	土木管理に関する事務	道路及び河川使用の適正化指導に関する事務(ホームレスへの対応等)を行う。
89	建設部	都市計画課	都市公園等の管理及び設置に関する事務	・都市公園等の管理に関する事務を行う。 ・都市公園施設等の維持補修に関する事務を行う。 ・都市公園等の整備に関する事務を行う。
90	建設部	建築住宅課	公営住宅事務	公営住宅の管理事務・公募事務を行う。
91	教育管理部	生涯学習課	人権・同和教育の推進	人権意識を高めるための啓発を行う。

	担当部署	担当課	事業名	事業概要
92	教育管理部	文化・スポーツ振興課	図書館の管理	・住民の生涯学習の場としての読書環境を整える。 ・映画会・お話し会等の開催など教育・文化サービスを提供する。
93	市民部	市民くらしの相談課	消費生活対策事務	・消費者相談・情報提供を行う。 ・消費者教育・啓発を行う。 ・消費者団体活動を支援する。 ・多重債務者対策を実施する。
94	市民部	市民くらしの相談課	女性等への相談事業	女性からの各種相談(主としてDV、ストーカーに関する相談)を実施する。
95	市民部	市民くらしの相談課	配偶者暴力相談窓口	配偶者等からの暴力の相談および被害者の保護を行う。
96	市民部	市民くらしの相談課	住民への相談事業	住民への相談事業(来館・電話)を行う。 (法律・税務相談は別担当部署)
97	市民部	生活環境課	清掃事業 (安心ふれあいごみ収集事業)	高齢者・障害者対象の戸別訪問によるごみ出し支援を行う。
98	市民部	生活環境課	公害・環境関係の苦情相談	住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図る。
99	市民部	国保医療課	特定健康診査及び後期高齢者健診事業	国保被保険者と後期高齢者医療被保険者を対象に、生活習慣病等を早期発見し、適切な医療につなげて重症化の予防を図るため、自己負担無料で実施する。
100	市民部	国保医療課	保険料の賦課、収納、減免	滞納者に対する納付勧奨や減免状況を把握する。
101	市民部	国保医療課	ひとり親家庭等医療費助成事務	ひとり親家庭等医療費を助成する。
102	市民部	保健推進課	母子保健 (要支援者への個別支援)	・ハイリスク妊婦への支援を行う。 ・経過観察児(発達面・養育面等)への支援を行う。 ・フォロー教室(ドラえもん教室・アンパンマン教室)を実施する。 ・他機関と連携する。 ・健康診査(主に1歳6か月児)未受診者への受診勧奨や母子保健の各制度の周知を図る。 ・各種事業で、母子保健事業の紹介をする。
103	市民部	保健推進課	母子保健 (妊娠期)	・母子健康手帳を交付する。 ・妊婦一般健康診査を実施する。 ・ママパパ学級を実施する。 ・妊婦相談(妊娠届時に保健師等の面接(相談やサービス紹介等)を実施し、その後の妊娠、出産、子育て期の切れ目ない支援を行う。
104	市民部	保健推進課	母子保健 (産後ケア事業)	産後ケア事業を実施する。
105	市民部	保健推進課	母子保健 (子育て期)	・育児ノートを交付する。 ・乳児紙おむつ支給事業を実施する。 ・新生児訪問指導を実施する。 ・乳児一般健康診査を実施する。 ・離乳食セミナーを実施する。 ・育児相談を実施する。 ・乳幼児健診(4か月児・1歳6か月児・3歳児(歯科健診含む))を実施する。
106	市民部	保健推進課	二次救急病院の充実及び中核病院の設立のための支援策検討	地域住民の信頼と期待に応えうる地域医療の担い手として、病院群輪番制病院運営事業として、県から告示を受けた二次救急病院が輪番制により二次救急医療を実施するとともに、中核病院の設立に向け、支援策の検討を行う。

8 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

	担当部署	担当課	事業名	事業概要
107	市民部	保健推進課	急患医療センター及び在宅当番制運営事業	休日・夜間の急病患者に対する応急(一次)診療を実施する。
108	市民部	保健推進課	愛媛県地域医療構想の推進	県とともに作成した「愛媛県地域医療構想」に基づき、宇摩地域の医療資源を増やすことにより、安心・安全な生活を起こることができるようにする。

9 遺された人への支援を充実する

該当事業なし

10 民間団体との連携を強化する

	担当部署	担当課	事業名	事業概要
109	福祉部	発達支援課	会議の開催	四国中央市障害児等福祉審議会・四国中央市子ども若者支援ネットワーク会議を開催する。
110	福祉部	発達支援課	地域拠点事業	各種研修会の開催や関係機関への援助・助言、各種連絡会の開催を行う。
111	経済部	産業支援課	市内企業人材確保支援事業	就職説明会等を実施する。
112	経済部	産業支援課	中小企業資金融資	信用保証制度を利用した中小企業者に対する保証料の補給金を融資する。
113	教育総務部	文化・スポーツ振興課	市体育協会等による活動への支援事業	スポーツを通じた観光交流の促進を図るため、市体育協会等が中心となって、地域の観光PR活動やチームの情報発信力を高める活動等に対し、必要な支援を行う。
114	市民部	保健推進課	母子保健(こども発達相談)	・発育発達相談を実施する。 ・巡回相談を実施する。

11 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

	担当部署	担当課	事業名	事業概要
115	福祉部	発達支援課	児童発達支援事業	障がいや発達に特性のある就学前の子どもの基本的な生活習慣の自立を促し、集団生活への適応力を育てる。
116	福祉部	発達支援課	相談支援事業	子どもの発達に関する相談だけでなく、ノートや引きこもりなど、子ども若者のさまざまな相談・支援を行う。
117	福祉部	発達支援課	放課後等デイサービス事業	障がいや発達に特性のある学齢期の児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中の居場所を提供し、生活能力の向上や、集団生活への適応力を育てていく。
118	福祉部	発達支援課	障害児相談支援事業	障害児通所支援(児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス)等を利用するための計画を作成する。また、通所支援等の利用開始後、一定期間ごとにモニタリングを行い、サービスの内容が適切かどうか評価する。
119	教育管理部	教育総務課	奨学金に関する事務	奨学金に関する事務を行う。
120	教育管理部	生涯学習課	社会教育関係団体育成事業(社会教育関係団体活動費補助金)	(1)四国中央市PTA連合会活動費補助金を交付する。 団体育成のために活動に要する経費を補助するもの。 (2)四国中央市愛護班連絡協議会活動費補助金を交付する。 団体育成のために活動に要する経費を補助するもの。 (3)ボーイスカウト四国中央第2団活動費補助金を交付する。 団体育成のために活動に要する経費を補助するもの。

	担当部署	担当課	事業名	事業概要
121	教育指導部	学校教育課	就学に関する事務	特別に支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人一人の障がい及び発達の状態に応じたきめ細かな相談を行う。
122	教育指導部	学校教育課	就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	・経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助する。 ・特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行う。
123	教育指導部	学校教育課	学校保健事業	学校保健安全法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、児童生徒並びに職員の健康増進に向けた各種事業、健康診断を行う。 (定期健康診断、就学時健康診断等)
124	教育指導部	学校教育課	学校安全対策事業	学校内の安全推進体制の確立を図るとともに、蓄積したデータに基づき校内におけるけがの減少に向けた取組を図る。
125	教育指導部	学校教育課	生活指導・健全育成 (スクールソーシャルワーカーによる健全育成の推進強化)	スクールソーシャルワーカーによる児童生徒の健全育成の推進を強化する。(いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒の問題行動等への対応)
126	教育指導部	学校教育課	不登校対策総合推進事業	子どもの登校しぶりや不登校、いじめ、不適切な行動など学校生活の問題で悩みや心配事に関する相談を、訪問相談支援員が受け付ける。来所しての相談のほか、電話相談、メール相談、家庭訪問や公民館等での訪問相談も行う。
127	教育指導部	学校教育課	愛媛県スクールカウンセラー活用事業及び愛媛県ハートなんでも相談員設置事業	不登校をはじめとする諸課題への対策として、スクールカウンセラーやハートなんでも相談員、心の教室相談員を配置し、各学校の教育相談体制を充実させる。
128	教育指導部	学校教育課	少年育成センター事業	健全育成活動の総合的な拠点として、関係機関相互の連携と協働により、心身ともに健全な少年の育成に努めるための事業を実施する。 (1)補導活動を推進する。 (2)こども支援室による相談活動を実施する。 (3)少年健全育成のための広報啓発活動を行う。 ・少年育成センターの活動概要「すこやか育成」を発行し、それを活用した啓発活動をする。 (4)関係機関・団体との連携を強化する。 ・「四国中央市の子どもを育てる市民会議」参画団体等、関係機関との連携を図る。 ・「明るく住みよい社会づくり推進標語」募集、特選2作品を懸垂幕にて掲出する。 ・健全育成講演会を開催する。 ・四国中央市の青少年の心を育てる指標「宇摩の子の誓い」を推進する。
129	教育指導部	学校教育課	四国中央市いじめSTOP 愛顔の子ども会議	市内の全小中学校の代表者が集まり、いじめの防止等のための取組について、各校の活動内容をもとに意見交換し、自校での取組をさらに推進し、その活動を広げていく。
130	教育指導部	学校教育課	適応指導教室設置事業	不登校傾向の児童生徒を対象に、学校と連携しながら自主的な活動や様々な体験活動及び学習活動を通して、心の安定を図りながら自立を促し、集団に適應する力や社会性等を養い、学校復帰や社会的自立への支援を行う。
131	市民部	保健推進課	母子保健 (思春期教室)	市内全中学1年生を対象に、思春期教室を実施する。

12 勤務問題による自殺対策を更に推進する

	担当部署	担当課	事業名	事業概要
132	総務部	人事課	市役所職員に対するメンタルヘルス対策	・市役所職員を対象としたメンタルヘルセルフケア研修会を実施する。 ・メンタル相談事業やカウンセリング事業を実施する。 ・ストレスチェック事業を実施する。 ・過重労働対策事業を実施する。 ・衛生委員会による職場巡視を実施する。 ・ハラスメント相談員による相談事業を行う。

2 自殺対策基本法(2016年(平成28年)4月改正)

自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

3 「自殺総合対策大綱」(概要)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

➤ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

➤ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

➤ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

➤ 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少(平成27年18.5⇒13.0以下)

(WHO: 仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、
加11.3(2012)、英 7.5(2013)、伊 7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

自殺総合対策における当面の重点施策(ポイント)

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、重なる取組が求められる施策
 ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込みく例:よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度>

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- ・地域自殺実態プロジェクト、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成
- ・地域自殺対策推進センターへの支援
- ・自殺対策の専任職員配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- ・児童生徒の自殺対策に関する教育の実施(SOSの出し方に関する教育の推進)
- ・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及
- ・うつ病等についての普及啓発の推進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用(革新的自殺研究推進プログラム)
- ・先進的な取組に関する情報の収集・整理・提供
- ・子ども・若者の自殺調査
- ・死因究明制度との連携
- ・オンライン施設との形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析

4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- ・医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成
- ・かかりつけ医の資質の向上
- ・教職員に対する普及啓発
- ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上
- ・ゲートキーパーの養成
- ・家族や知人等を含めた支援者への支援

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・地域における心の健康づくり推進体制の整備
- ・学校における心の健康づくり推進体制の整備
- ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- ・精神科医療、保健、福祉等の運動性の向上、専門職の配置
- ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
- ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギヤンブル依存症等のハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- ・ICT(インターネットやSNS等)の活用
- ・ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性的マイノリティに対する支援の充実
- ・妊産婦への支援の充実
- ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化
- ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知
- ・自殺対策に資する居場所づくりの推進

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- ・地域の自殺未遂者支援拠点機能を担う医療機関の整備
- ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
- ・居場所づくりとの連携による支援
- ・家族等の身近な支援者に対する支援
- ・学校、職場等での事後対応の促進

9. 遺された人への支援を充実する

- ・遺族の自助グループ等の運営支援
- ・学校、職場等での事後対応の促進
- ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
- ・遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- ・遺児等への支援

10. 民間団体との連携を強化する

- ・民間団体の人材育成に対する支援
- ・地域における連携体制の確立
- ・民間団体の相談事業に対する支援
- ・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- ・いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- ・学生・生徒への支援充実
- ・SOSの出し方に関する教育の推進
- ・子どもへの支援の充実
- ・若者への支援の充実
- ・若者の特性に応じた支援の充実
- ・知人等への支援

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- ・長時間労働の是正
- ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・ハラスメント防止対策

【参考】自殺総合対策大綱の構成(旧大綱との比較)

旧「自殺総合対策大綱」

第1 はじめに

1. 自殺総合対策の現状と課題
2. 自殺総合対策における基本認識

第2 自殺総合対策大綱の基本的考え方

1. 社会的要因も踏まえ総合的に取り組む
2. 国民一人ひとりが自殺予防の主役となるよう取り組む
3. 段階ごと、対象ごとの対策を効果的に組み合わせる
4. 関係者の連携による包括的な生き生き支援を強化する
5. 自殺の実態に即した施策を推進する
6. 施策の検証・評価を行いながら、中長期的に視点に立つて、継続的に進める
7. 政策対象となる集団毎の実態を踏まえた対策を推進する
8. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第3 自殺を予防するための当面の重点施策

1. 自殺の実態を明らかにする
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する
4. 心の健康づくりを進める
5. 適切な精神科医療を受けられるようにする
6. 社会的な取組で自殺を防ぐ
7. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
8. 遺された人への支援を充実する
9. 民間団体との連携を強化する

第4 自殺対策の数値目標

第5 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における連携・協力の確保
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

新たな「自殺総合対策大綱」

第1 自殺総合対策大綱の基本理念

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

<自殺は、その多くが追い込まれた末の死である>
<年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている>
<地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する>

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

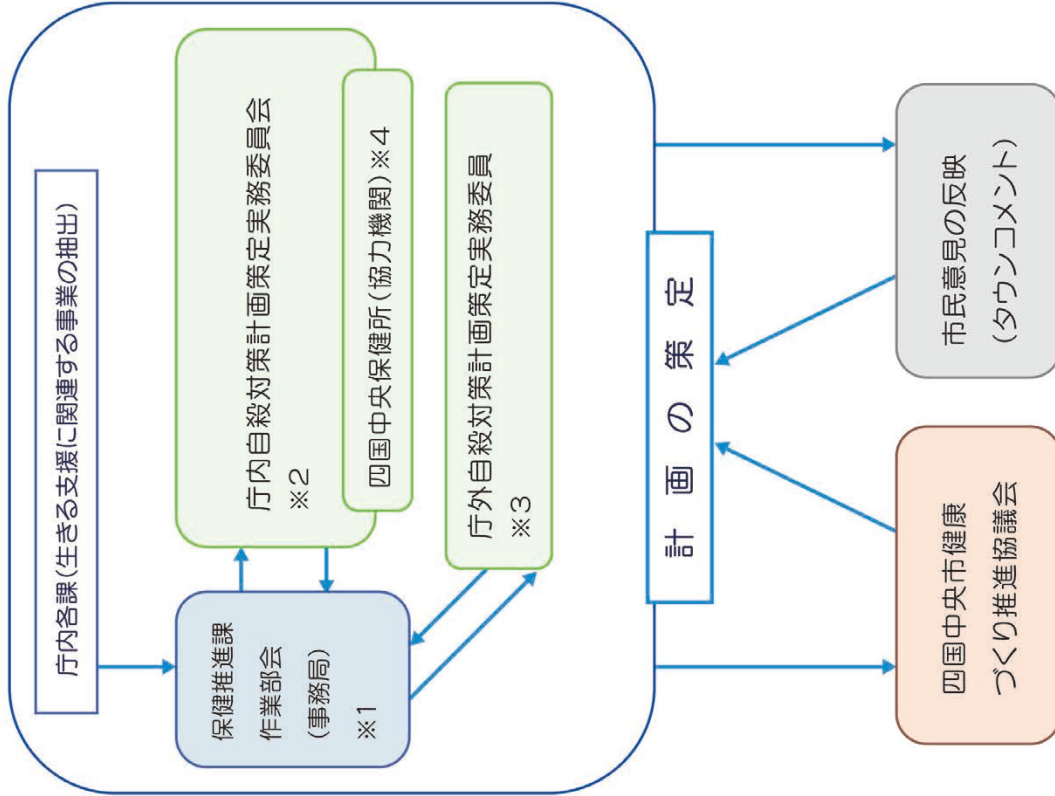
1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

4 計画の策定体制



※2 市内自衛隊対策計画策定実務委員会

課名
1 人事課
2 人権施策課
3 政策推進課
4 税務課
5 高齢介護課
6 生活福祉課
7 こども課
8 発達支援課
9 産業支援課
10 建築住宅課
11 生涯学習課
12 学校教育課
13 水道総務課
14 安全・危機管理課
15 国保医療課
16 市民くらしの相談課
17 保健推進課 ※1

※3 市外自衛隊対策計画策定実務委員会所属機関

機関名
1 土居町商工会
2 四国中央公共職業安定所
3 愛媛県紙パルプ工業会
4 四国中央商工会議所
5 四国中央警察署
6 四国中央市社会福祉協議会

※4 協力機関

機関名
1 四国中央保健所

四国中央市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのないまちを目指して～

2019年3月

発行・編集 四国中央市 市民部保健推進課
住所 四国中央市三島宮川4丁目6番55号
電話 (0896) 28-6054